

# 労働者派遣法第30条の4第1項に関する労使協定書

株式会社あるてすた（以下「会社」という）と労働者代表 大貫克彦は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項に基づき、派遣労働者の雇用の安定に関して下記のとおり協定を締結する。

## 第1条（対象となる派遣労働者の範囲）

- 1 本協定は、派遣先で株式会社あるてすた派遣社員として別表1に掲げる業務に従事する者（以下「対象派遣労働者」という）に適用する。
- 2 対象派遣労働者は、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 会社は、対象派遣労働者について、本条1項の労働契約期間中に特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。
- 4 派遣労働者の雇用を確保するため等のやむを得ない場合且つ本人の合意がある場合には、派遣先均等・均衡方式とし、当該協定内容を適用しないものとする。

## 第2条（賃金の構成）

対象派遣労働者の賃金は、基本給、時間外労働・休日労働・深夜手当、通勤手当、退職手当及びその他諸手当とする。

## 第3条（賃金の決定方法）

- 1 対象従業員の基本給、手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。

(1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和4年8月26日付職発0826第1号「令和5年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という）の別添2に定める一般事務員、精穀・製粉製造工等、木製製品製造工、電子機器部品組立工、自動車組立工、その他の自動車運転の職業、フォークリフト運転作業員、クレーン・巻上機運転工、陸上荷役・運搬作業員、倉庫作業員、配達員、ごみ収集・し尿汲取作業員、その他の清掃の業務とする。

イ 精穀・製粉製造工等、木製製品製造工、電子機器部品組立工、自動車組立工、配達員、その他の自動車運転の職業、フォークリフト運転作業員、クレーン・巻上機運転工、陸上荷役・運搬作業員、倉庫作業員、ごみ収集・し尿汲取作業員、その他の清掃の業務については、業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用し、一般事務員については、業務の実態から複数の業務に従事する可能性があることから中分類を使用する。

(2) 地域調整については、別表2に掲げる業務に従事する者が就業する所在地の地域について通達別添3に定める「地域指数」のうち都道府県の指数を用いるものとする。

(3) 時間外労働、深夜・休日労働手当については、基本給及び賞与と分離し、無期雇用派遣社員賃金規程及びパートタイム派遣社員及び有期雇用派遣社員賃金規程第11条、第12条、第13条に準じ、法律の定めに従って支給する。

(4) 通勤手当については、基本給、手当とは分離し、対象従業員の通勤手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、時給71円までの範囲内において、通勤に要する実費に相当する額とする。

(5) 退職手当については、基本給及び賞与、手当と分離し、対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

①退職手当の受給に必要な最低勤続年数

通達別添4に定める「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」の「退職一時金受給のための最低勤続年数」において、最も回答割合の高かったもの（自己都合退職及び会社都合退職のいずれも3年）

②退職時の勤続年数ごとの支給月数

「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」の高校卒の場合の支給率（月数）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合を乗じた数値として通達に定めるもの

#### 第4条（基本給及び手当）

1 対象派遣労働者の基本給及び手当は、各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：経験3年程度

Bランク：経験1年程度

Cランク：経験0年程度

(3) 通勤手当については、別途定める無期雇用派遣社員賃金規程及びパートタイム派遣社員及び有期雇用派遣社員賃金規程第10条に従って、時給71円までの範囲内において、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

(4) 退職手当については、次に掲げる条件を満たした別表4のとおりとする。

但し、退職手当制度を開始した令和2年以前の勤続年数の取扱いについては、労使で協議して別途定める。

①別表3と比べ、退職手当の受給に必要な最低勤続年数が同年数以下であること

②別表3と比べ、退職時の勤続年数ごとの退職手当支給月数が同月数以上であること

③対象従業員が高齢者、前職で退職金が支払われた者、再雇用である者である場合には、退職金を支給しないものとする。

2 甲は、第5条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で追加の手当を支払うこととする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

#### 第5条（賃金の決定に当たっての評価）

基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、評価シートを用いた評価結果に基づき、第4条第2項の追加手当の範囲を決定する。

#### 第6条（賃金以外の待遇）

教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員と同一とし、無期雇用派遣社員就業規則及びパートタイム派遣社員及び有期雇用派遣社員就業規則第32条の規定を準用する。

#### 第7条（教育訓練）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

#### 第8条（その他）

本協定に定めのない事項については、労使間で誠実に協議する。

#### 第9条（有効期間）

- 1 本協定の有効期間は、2023年4月1日から2024年3月31日とする。
- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

2023年 3月 27日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目17番17号

株式会社あるてすた

代表取締役 三浦 篤

従業員代表 大貫 克彦 印

別表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額  
(基本給等の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	25 一般事務員	通達に定める職業 安定業務 統計	1,058	1,229	1,329	1,366	1,461	1,600	2,025
2	地域調整	岩手 86,8	919	1,067	1,154	1,186	1,269	1,389	1,758
		三重 98,9	1,047	1,216	1,315	1,351	1,445	1,583	2,003
		佐賀 87,0	921	1,070	1,157	1,189	1,272	1,392	1,762

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	543 精穀・製粉 製造工等	通達に定める職業 安定業務 統計	1,037	1,205	1,302	1,339	1,432	1,568	1,985
2	地域調整	愛知 105,3	1,092	1,269	1,372	1,410	1,508	1,652	2,091

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	561 木製製品 製造工	通達に定める職業 安定業務 統計	1,046	1,215	1,314	1,350	1,445	1,582	2,002
2	地域調整	埼玉 106,2	1,111	1,291	1,396	1,434	1,535	1,681	2,127

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	583 電子機器 部品組立工	通達に定 める職業 安定業務 統計	996	1,157	1,251	1,286	1,375	1,506	1,906
2	地域調整	岩手 86,8	865	1,005	1,086	1,117	1,194	1,308	1,655
		宮城 97,0	967	1,123	1,214	1,248	1,334	1,461	1,849

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	584 自動車 組立工	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,068	1,241	1,341	1,379	1,475	1,615	2,044
2	地域調整	岩手 86,8	928	1,078	1,164	1,197	1,281	1,402	1,775
		宮城 97,0	1,036	1,204	1,301	1,338	1,431	1,567	1,983

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	669 その他自動 車運転職業	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,251	1,454	1,571	1,615	1,728	1,892	2,394
2	地域調整	埼玉 106,2	1,329	1,545	1,669	1,716	1,836	2,010	2,543
		神奈川 109,5	1,370	1,593	1,721	1,769	1,893	2,072	2,622

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	684 フォークリフト 運転作業員	通達に定める職業 安定業務 統計	1,135	1,319	1,426	1,465	1,567	1,716	2,172
2	地域調整	北海道 93,4	1,061	1,232	1,332	1,369	1,464	1,603	2,029
		宮城 97,0	1,101	1,280	1,384	1,422	1,520	1,665	2,107
		茨城 100,8	1,145	1,330	1,438	1,477	1,580	1,730	2,190
		栃木 93,3	1,059	1,231	1,331	1,367	1,463	1,602	2,027
		千葉 105,9	1,202	1,397	1,511	1,552	1,660	1,818	2,301
		東京 114,3	1,298	1,508	1,630	1,675	1,792	1,962	2,483
		神奈川 109,5	1,243	1,445	1,562	1,605	1,716	1,880	2,379
		愛知 105,3	1,196	1,389	1,502	1,543	1,651	1,807	2,288
三重 98,9	1,123	1,305	1,411	1,449	1,550	1,698	2,149		

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	693 クレーン巻 上機運転工	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,289	1,498	1,619	1,664	1,780	1,949	2,467
2	地域調整	愛知  105,3	1,358	1,578	1,705	1,753	1,875	2,053	2,598

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	753 陸上荷役・ 運搬作業員	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,174	1,364	1,475	1,516	1,621	1,775	2,247
2	地域調整	北海道  93,4	1,097	1,274	1,378	1,416	1,515	1,658	2,099

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	754 倉庫作業員	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,118	1,299	1,404	1,443	1,544	1,690	2,140
2	地域調整	宮城  97,0	1,085	1,261	1,362	1,400	1,498	1,640	2,076
		栃木  93,3	1,044	1,212	1,310	1,347	1,441	1,577	1,997
		埼玉  106,2	1,188	1,380	1,492	1,533	1,640	1,795	2,273

神奈川 109,5	1,225	1,423	1,538	1,581	1,691	1,851	2,344
富山 97,4	1,089	1,266	1,368	1,406	1,504	1,647	2,085
静岡 100,3	1,122	1,303	1,409	1,448	1,549	1,696	2,147
愛知 105,3	1,178	1,368	1,479	1,520	1,626	1,780	2,254
三重 98,9	1,106	1,285	1,389	1,428	1,528	1,672	2,117
京都 101,5	1,135	1,319	1,426	1,465	1,568	1,716	2,173
兵庫 102,1	1,142	1,327	1,434	1,474	1,577	1,726	2,185
福岡 94,2	1,054	1,224	1,323	1,360	1,455	1,592	2,016
佐賀 87,0	973	1,131	1,222	1,256	1,344	1,471	1,862



			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	755 配達員	通達に定める職業安定業務統計	1,159	1,347	1,456	1,496	1,601	1,752	2,218
2	地域調整	北海道 93,4	1,083	1,259	1,360	1,398	1,496	1,637	2,072
		岩手 86,8	1,007	1,170	1,264	1,299	1,390	1,521	1,926
		秋田 86,6	1,004	1,167	1,261	1,296	1,387	1,518	1,921
		山形 89,4	1,037	1,205	1,302	1,338	1,432	1,567	1,983
		茨城 100,8	1,169	1,358	1,468	1,508	1,614	1,767	2,236
		栃木 93,3	1,082	1,257	1,359	1,396	1,494	1,635	2,070
		埼玉 106,2	1,231	1,431	1,547	1,589	1,701	1,861	2,356
		千葉 105,9	1,228	1,427	1,542	1,585	1,696	1,856	2,349
		東京 114,3	1,325	1,540	1,665	1,710	1,830	2,003	2,536
		神奈川	1,270	1,475	1,595	1,639	1,754	1,919	2,429

		109,5						
	富山	1,129	1,312	1,419	1,458	1,560	1,707	2,161
	97,4							
	愛知	1,221	1,419	1,534	1,576	1,686	1,845	2,336
	105,3							
	京都	1,177	1,368	1,478	1,519	1,626	1,779	2,252
	101,5							
	大阪	1,256	1,459	1,577	1,621	1,734	1,898	2,403
	108,3							
	兵庫	1,184	1,376	1,487	1,528	1,635	1,789	2,265
	102,1							
	福岡	1,092	1,269	1,372	1,410	1,509	1,651	2,090
	94,2							
	長崎	989	1,149	1,242	1,277	1,366	1,495	1,892
	85,3							
	鹿児島	1,012	1,176	1,272	1,307	1,398	1,530	1,937
	87,3							

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	764 ごみ収集 し尿汲取 作業員	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,112	1,292	1,397	1,436	1,536	1,681	2,128
2	地域調整	東京	1,272	1,477	1,597	1,642	1,756	1,922	2,433
		114,3							
		愛知	1,171	1,361	1,472	1,513	1,618	1,771	2,241
		105,3							

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0年	1年	2年	3年	5年	10年	20年
1	769 その他清掃 の業務	通達に定 める職業 安定業務 統計	1,182	1,373	1,485	1,526	1,632	1,787	2,262
2	地域調整	埼玉 106,2	1,256	1,459	1,578	1,621	1,734	1,898	2,403

別表2 対象従業員の基本給及び手当の額

## 【25 一般事務員】

職務等級			Cランク	Bランク	Aランク
			0年	1年	3年
基本給			1,058	1,229	1,366
地域調整	岩手	86,8	919	1,067	1,186
	三重	98,9	1,047	1,216	1,351
	佐賀	87,0	921	1,070	1,189

## 【543 精穀・製粉製造工等】

職務等級			Cランク	Bランク	Aランク
			0年	1年	3年
基本給			1,037	1,205	1,339
地域調整	愛知	105,3	1,092	1,269	1,410

## 【561 木製製品製造工】

職務等級			Cランク	Bランク	Aランク
			0年	1年	3年
基本給			1,046	1,215	1,350
地域調整	埼玉	106,2	1,111	1,291	1,434

## 【583 電子機器部品組立工】

職務等級			Cランク	Bランク	Aランク
			0年	1年	3年
基本給			996	1,157	1,286
地域調整	岩手	86,8	865	1,005	1,117
	宮城	97,0	967	1,123	1,248

【584 自動車組立工】

職務等級			Cランク	Bランク	Aランク
			0年	1年	3年
基本給			1,068	1,241	1,379
地域調整	岩手	86,8	928	1,078	1,197
	宮城	97,0	1,036	1,204	1,338

【669 その他の自動車運転の職業】

職務等級			Cランク	Bランク	Aランク
			0年	1年	3年
基本給			1,251	1,454	1,615
地域調整	埼玉	106,2	1,329	1,545	1,716
	神奈川	109,5	1,370	1,593	1,769

【684 フォークリフト運転作業員】

職務等級			Cランク	Bランク	Aランク
			0年	1年	3年
基本給			1,135	1,319	1,465
地域調整	北海道	93,4	1,061	1,232	1,369
	宮城	97,0	1,101	1,280	1,422
	茨城	100,8	1,145	1,330	1,477
	栃木	93,3	1,059	1,231	1,367
	千葉	105,9	1,202	1,397	1,552
	東京	1,143	1,298	1,508	1,675
	神奈川	109,5	1,243	1,445	1,605

	愛知	105,3	1,196	1,389	1,543
	三重	98,9	1,123	1,305	1,449

【693 クレーン・巻上機運転工】

職務等級			Cランク	Bランク	Aランク
			0年	1年	3年
基本給			1,289	1,498	1,664
地域調整	愛知	105,3	1,358	1,578	1,753

【753 陸上荷役・運搬作業員】

職務等級			Cランク	Bランク	Aランク
			0年	1年	3年
基本給			1,174	1,364	1,516
地域調整	北海道	93,4	1,097	1,274	1,416

【754 倉庫作業員】

職務等級			Cランク	Bランク	Aランク
			0年	1年	3年
基本給			1,118	1,299	1,443
地域調整	宮城	97,0	1,085	1,261	1,400
	栃木	93,3	1,044	1,212	1,347
	埼玉	106,2	1,188	1,380	1,533
	神奈川	109,5	1,225	1,423	1,581
	富山	97,4	1,089	1,266	1,406
	静岡	100,3	1,122	1,303	1,448

愛知	105,3	1,178	1,368	1,520
三重	98,9	1,106	1,285	1,428
京都	101,5	1,135	1,319	1,465
兵庫	102,1	1,142	1,327	1,474
福岡	94,2	1,054	1,224	1,360
佐賀	87,0	973	1,131	1,256

【755 配達員】

職務等級		Cランク	Bランク	Aランク	
		0年	1年	3年	
基本給		1,159	1,347	1,496	
地域調整	北海道	93,4	1,083	1,259	1,398
	岩手	86,8	1,007	1,170	1,299
	秋田	86,6	1,004	1,167	1,296
	山形	89,4	1,037	1,205	1,338
	茨城	100,8	1,169	1,358	1,508
	栃木	93,3	1,082	1,257	1,396
	埼玉	106,2	1,231	1,431	1,589
	千葉	105,9	1,228	1,427	1,585
	東京	114,3	1,325	1,540	1,710
	神奈川	109,5	1,270	1,475	1,639

富山	97,4	1,129	1,312	1,458
愛知	105,3	1,221	1,419	1,576
京都	101,5	1,177	1,368	1,519
大阪	108,3	1,256	1,459	1,621
兵庫	102,1	1,184	1,376	1,528
福岡	94,2	1,092	1,269	1,410
長崎	85,3	989	1,149	1,277
鹿児島	87,3	1,012	1,176	1,307

【764 ごみ収集・し尿汲取作業員】

職務等級			Cランク	Bランク	Aランク
			0年	1年	3年
基本給			1,112	1,292	1,436
地域調整	東京	114,3	1,272	1,477	1,642
	愛知	105,3	1,171	1,361	1,513

【769 その他の清掃の業務】

職務等級			Cランク	Bランク	Aランク
			0年	1年	3年
基本給			1,182	1,373	1,526
地域調整	埼玉	106,2	1,256	1,459	1,621



【25 一般事務員】

Cランク	Bランク	Aランク
<p>【初級相当】 エスカレーションを要するが、業務に対応できる。</p>	<p>【中級相当】 一通り業務をエスカレーション無しで、対応できる。</p>	<p>【リーダー相当】 エスカレーション対応や指導を主業務とする。</p> <p>※Bランク以上の就業をしていること</p>

【543 精穀・製粉製造工等】

Cランク	Bランク	Aランク
<p>【初級相当】 エスカレーションを要するが、業務に対応できる。</p>	<p>【中級相当】 一通り業務をエスカレーション無しで、対応できる。</p>	<p>【リーダー相当】 エスカレーション対応や指導を主業務とする。</p> <p>※Bランク以上の就業をしていること</p>

【561 木製製品製造工】

Cランク	Bランク	Aランク
<p>【初級相当】 エスカレーションを要するが、業務に対応できる。</p>	<p>【中級相当】 一通り業務をエスカレーション無しで、対応できる。</p>	<p>【リーダー相当】 エスカレーション対応や指導を主業務とする。</p> <p>※Bランク以上の就業をしていること</p>

【583 電子機器部品組立工】

Cランク	Bランク	Aランク
<p>【初級相当】 エスカレーションを要するが、業務に対応できる。</p>	<p>【中級相当】 一通り業務をエスカレーション無しで、対応できる。</p>	<p>【リーダー相当】 エスカレーション対応や指導を主業務とする。</p> <p>※Bランク以上の就業をしていること</p>

【584 自動車組立工】

Cランク	Bランク	Aランク
<p>【初級相当】 エスカレーションを要するが、業務に対応できる。</p>	<p>【中級相当】 一通り業務をエスカレーション無しで、対応できる。</p>	<p>【リーダー相当】 エスカレーション対応や指導を主業務とする。</p> <p>※Bランク以上の就業をしていること</p>

【669 その他の自動車運転の職業】

Cランク	Bランク	Aランク
<p>【初級相当】 エスカレーションを要するが、業務に対応できる。</p>	<p>【中級相当】 一通り業務をエスカレーション無しで、対応できる。</p>	<p>【リーダー相当】 エスカレーション対応や指導を主業務とする。</p> <p>※Bランク以上の就業をしていること</p>

【684 フォークリフト運転作業員】

Cランク	Bランク	Aランク
<p>【初級相当】 エスカレーションを要するが、業務に対応できる。</p>	<p>【中級相当】 一通り業務をエスカレーション無しで、対応できる。</p>	<p>【リーダー相当】 エスカレーション対応や指導を主業務とする。</p> <p>※Bランク以上の就業をしていること</p>

【693 クレーン・巻上機運転工】

Cランク	Bランク	Aランク
<p>【初級相当】 エスカレーションを要するが、業務に対応できる。</p>	<p>【中級相当】 一通り業務をエスカレーション無しで、対応できる。</p>	<p>【リーダー相当】 エスカレーション対応や指導を主業務とする。</p> <p>※Bランク以上の就業をしていること</p>

【753 陸上荷役・運搬作業員】

Cランク	Bランク	Aランク
<p>【初級相当】 エスカレーションを要するが、業務に対応できる。</p>	<p>【中級相当】 一通り業務をエスカレーション無しで、対応できる。</p>	<p>【リーダー相当】 エスカレーション対応や指導を主業務とする。</p> <p>※Bランク以上の就業をしていること</p>

【754 倉庫作業員】

Cランク	Bランク	Aランク
<p>【初級相当】 エスカレーションを要するが、業務に対応できる。</p>	<p>【中級相当】 一通り業務をエスカレーション無しで、対応できる。</p>	<p>【リーダー相当】 エスカレーション対応や指導を主業務とする。</p> <p>※Bランク以上の就業をしていること</p>

【755 配達員】

Cランク	Bランク	Aランク
<p>【初級相当】 エスカレーションを要するが、業務に対応できる。</p>	<p>【中級相当】 一通り業務をエスカレーション無しで、対応できる。</p>	<p>【リーダー相当】 エスカレーション対応や指導を主業務とする。</p> <p>※Bランク以上の就業をしていること</p>

【764 ごみ収集・し尿汲取作業員】

Cランク	Bランク	Aランク
<p>【初級相当】 エスカレーションを要するが、業務に対応できる。</p>	<p>【中級相当】 一通り業務をエスカレーション無しで、対応できる。</p>	<p>【リーダー相当】 エスカレーション対応や指導を主業務とする。</p> <p>※Bランク以上の就業をしていること</p>

【769 その他の清掃の業務】

Cランク	Bランク	Aランク
<p><b>【初級相当】</b> エスカレーションを要するが、業務に対応できる。</p>	<p><b>【中級相当】</b> 一通り業務をエスカレーション無しで、対応できる。</p>	<p><b>【リーダー相当】</b> エスカレーション対応や指導を主業務とする。</p> <p>※Bランク以上の就業をしていること</p>

別表3 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（退職手当の関係）

勤続年数、退職理由		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年	定年
支給率 (月数)	自己都合	0.6	1.1	2.6	4.3	6.3	8.5	10.4	12.3	12.9	-
	会社都合	0.9	1.4	3.2	5.3	7.6	9.8	11.9	13.7	14.4	17.3

資料出所

「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」（東京都）における退職金の支給率（モデル退職金・高校卒）に、同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合（65.9%）をかけた数値として通達で定めたもの。

別表4 対象従業員の退職手当の額

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	37年	定年
支給率 (月数)	自己都合	0.6	1.1	2.6	4.3	6.3	8.5	10.4	12.3	12.9	-
	会社都合	0.9	1.4	3.2	5.3	7.6	9.8	11.9	13.7	14.4	17.3

（備考）

- 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、支給総額を所定内賃金で除して支給総額を算出する。
- 2 退職手当受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時勤続年数3年未満の場合は支給しない。
- 3 勤続年数の起算日は、2020年4月1日とする。なお、左記日付以降に入社した社員においては、その者の入社日より勤続年数の計算を行う。